

吾妻郡東吾妻町告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町区域内の字の区域を次のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項に規定する換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成20年 9月12日

吾妻郡東吾妻町長 茂 木 伸



変 更 調 書

大 字	字	地 番
松 谷	大割目	5 5 6 の 1、5 5 7 の 1 の一部、5 6 7 の 1 の一部、 5 6 7 の 2、5 6 7 の 3 の一部、5 6 7 の 4 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の一部を含む。）を大字松谷字夫婦石に変更する。

大字松谷字大割目 5 6 9 の 3 に隣接する字夫婦石の道路、水路である町有地の一部を大字松谷字大割目に変更する。